

平成20年6月17日教育研究評議会議事要旨

本部棟大会議室

午後2時05分～2時40分

- 議長 小宮山総長
岡村，西尾，濱田，浅島，高橋各評議員（理事）
井上，山下，清水，名川，保立，立花，木村，山本，酒井，生源寺，太田，伊藤，国友，
小島，長谷川，金子，武藤，杉山，桂，雨宮，吉見，下山，清木，大久保，
関本，小森田，前田，横山，宮島，梶田，家，西田，宮野各評議員
西郷附属図書館長
岡本大学総合教育研究センター長
武田広報委員長
山田，辰野各理事
平尾副学長
石黒監事
三浦副理事
- 本部 矢野，谷合，藤田，貴志，加藤，辻，下間，吉井，丹沢各統括長
鈴木（規），玉田，野口各グループ長

平成20年4月15日教育研究評議会議事要旨（案）は，確認のうえ，原案どおり承認された。

1 学内外情勢について（資料2）

岡村理事から，前回教育研究評議会以降の学内外情勢について資料2のとおり報告があった。

2 名誉教授の称号授与について（資料3，4）

名誉教授選考委員会委員長の伊藤経済学研究科長から，前回の教育研究評議会において審査を付託されてから，2回の選考委員会を開催し，推薦のあった名誉教授候補者14名全員について，本学の名誉教授としての資格要件を満たしているとの結論を得た旨報告があった。

以上の報告の後，総長から，名誉教授称号授与規則の規定に則り表決を本で行いたい旨を諮り，異議なく了承された。

投票に先立ち総長から，従来の取扱いに倣い表決権を行使しない旨の発言があり，次いで，人事・労務系統括長から議決要件等について説明があり，定足数を確認した後，投票が行われた。

開票は，教育学研究科長及び宇宙線研究所長の立会いの下に行われ，その結果について，総長から，名誉教授候補者14名全員について必要とされる出席者の4分の3以上の賛成が得られた旨報告があり，候補者全員に名誉教授の称号を授与することとした。

3 各部局の組織等に関する規則の一部改正について（資料5）

濱田理事から，新領域創成科学研究科組織運営規則について，新たにサステナビリティ学講座を設置することに伴う所要の改正を行うもの，情報基盤センター規則について，社会貢献を追加することに伴う所要の改正を行うもの及び医学部附属病院規則について外来化学療養部を設置することに伴う所要の改正を行うものである旨説明があった。

次いで，総長から本件について諮り，審議の結果原案どおり了承され，役員会に付議することとした。

- 4 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正について（資料6）

濱田理事から、新領域創成科学研究科，医学系研究科，農学生命科学研究科，社会科学研究所及び情報学環について，既に導入している教員の任期制の教育研究組織等の見直し，また産学連携本部において，新たに教員の任期制を導入することに伴う所要の改正を行うものである旨説明があった。

次いで，総長から本件について諮り，審議の結果原案どおり了承され，役員会に付議することとした。
- 5 平成19事業年度及び中期目標期間に係る業務の実績に関する報告について（資料7）

高橋理事から，法令の定めにより国立大学法人評価委員会の評価を受ける平成19事業年度の業務実績について，中間評価のため平成16～19事業年度4年分の業務実績に関する報告書（案）を資料7のとおりとりまとめた旨説明があった。

次いで，総長から本件について諮り，審議の結果原案どおり了承され，経営協議会に付議することとした。
- 6 中期目標期間の評価（教育研究）について（資料8，9）

高橋理事から，中期目標の達成状況報告書について4年分の報告書をとりとまとめた旨，また現況調査表における分析項目について説明があった。

次いで，総長から本件について諮り，字句修正のうえ了承され，経営協議会に付議することとした。
- 7 法科大学院認証評価の実施について（資料10）

高橋理事から，法科大学院認証評価について，平成20年度に大学評価・学位授与機構の審査を受けることについて説明があった後，平成18年度に受けた同機構の予備評価において指摘された事項の対応状況について，資料10のとおり説明があった。

次いで，総長から本件について諮り，審議の結果原案どおり承認され，経営協議会に付議することとした。
- 8 国際学术交流協定締結等について（資料11）

浅島理事から，国際交流協定の締結等について，資料11のとおり報告があった。
- 9 寄附講座等の設置等について（資料12～15）

平尾副学長から，医学系研究科「アドバンススキンケア」を「アドバンススキンケア（ミスパリ）」に名称変更すること，医学系研究科「薬剤疫学」の寄附者を追加する旨報告があった。また，医学系研究科「分子エネルギー代謝学」を平成20年4月1日から3年間，医学系研究科「分子血管病態学」を平成20年4月1日から3年間設置する旨報告があった。
- 10 寄附金及び寄附物品等の受納について（資料16，17）

平尾副学長から，平成19年度2，3月分及び平成20年4月分について資料16及び資料17のとおり報告があった。
- 11 教員の懲戒処分について（資料18）

総長及び高橋副学長から，教員懲戒手続規程に基づき，本学教員の懲戒処分を行った旨報告があった。
- 12 その他

以上